

平成28年度
「道德教育改善・充実」総合対策事業における
道德教育実践研究委員会（第7回）

〔講師資料〕

広島県教育委員会

特別の教科 道徳(道徳科)の第2に示す内容の学年段階・学校段階の一覧

小学校第1学年及び第2学年(19)

小学校第3学年及び第4学年(20)

小学校第5学年及び第6学年(21)

中学校(22)

	A まとしく自分に関すること	B まとしく人の関わりに関すること	C まとしく国や社会との関わりに関すること	D まとしく生命や自然や文化に関すること
正義の判断、自由と責任	1 よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。	6 身近にいる人に遠い心で接し、親切にすること。	12 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	17 生命が多くの生命のつながりの中にあることがけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。
正義、節制	2 うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。	7 家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもち、接すること。	13 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。	18 他国の人々や文化に親しみ、関心をもち、尊重すること。
向上心、個性の伸長	3 健康や安全に気を付け、物や命を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活すること。	8 礼儀の大切さを知り、誰に対しても敬意をもって接すること。	14 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	19 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。
希望と勇気、克己と強い意志	4 自分の特徴に気が付き、長所を伸ばすこと。	9 友達と仲よくし、助け合うこと。	15 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	20 自然の偉大さを知り、自然や動物植物を大切にすること。
真理の探究、創造	5 自分のやるべき制約や仕事をしっかりと行うこと。	10 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	16 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	21 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超越したものを対する畏敬の念を深めること。
	6 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	11 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	17 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。	22 よりよく生きる喜び、人間として生きる喜びを感じることに努めること。
	7 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	12 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	18 他国の人々や文化に親しみ、関心をもち、尊重すること。	
	8 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	13 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	19 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。	
	9 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	14 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	20 自然の偉大さを知り、自然や動物植物を大切にすること。	
	10 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	15 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	21 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超越したものを対する畏敬の念を深めること。	
	11 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	16 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	22 よりよく生きる喜び、人間として生きる喜びを感じることに努めること。	
	12 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	17 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。		
	13 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	18 他国の人々や文化に親しみ、関心をもち、尊重すること。		
	14 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	19 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。		
	15 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	20 自然の偉大さを知り、自然や動物植物を大切にすること。		
	16 約束や社会のきまりを守り、みんなが使おう物大切にすること。	21 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超越したものを対する畏敬の念を深めること。		
	17 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。	22 よりよく生きる喜び、人間として生きる喜びを感じることに努めること。		

※この表は文部科学省の資料を元に、教材文化員自らが作成しました。

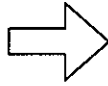
【道徳教育の抜本的改善・充実】

中央教育審議会
教育課程部会
資料2.2

平成27年3月

道徳の時間の課題例

- 「道徳の時間」は、各教科等に比べて軽視されがち
- 読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導
- 発達段階などを十分に踏まえず、児童生徒に望ましいと思われ
分かってきたことを言わせたり書かせたりする授業



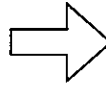
教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、
「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別の教科 道徳」(「道徳科」)
(引き継ぎ週1時間)として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正

具体的なポイント

- 道徳科に検定教科書を導入
- 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
・「個性の伸ばし」相互理解、寛容、公正、公平、社会正義」「国際理解、国際教養」よりよく生きる等の項目を小学校に追加
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- 教員評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の域子を把握
※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「考え、議論する」道徳科への転換により
児童生徒の道徳性を育む

平成27年度から、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組可能



今 後

- 教員の指導力向上のため、教員養成や研修の充実等について検討
- 評価について専門家会議を設け、専門的に検討

小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して「道徳科」を実施

【目標について】

(小学校) 小学校学習指導要領新旧対照表より

改 正	現 行
<p>第1目標 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</p>	<p>第1目標 道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。 道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。</p>

(中学校) 中学校学習指導要領新旧対照表より

改 正	現 行
<p>第1目標 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</p>	<p>第1目標 道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。 道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。</p>

【指導方法について】

(小学校) 小学校学習指導要領新旧対照表より

改正

第3指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げるものとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができ、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育として取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

現行

第3指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下道徳教育推進教師という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。

(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各学年段階ごとの内容項目について、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年においてすべて取り上げること。なお、特に必要な場合には、他の学年段階の内容項目を加えることができること。

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

第1(略)
 (前段 略)

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

(3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見つけたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。

(4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力を育てることができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。

(5) 児童の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることにおける多様な実践活動や体験活動も活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

(6) 児童の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。
 (1) 児童の発達段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用を努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など

第3(略)

2 第2に示す道徳の内容は、児童が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間はもちろん、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、児童自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が具現けられるよう工夫する必要がある。

3 (略)

(4) 自分の考えを基に、書いたり話したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。

(2) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

(5) 児童の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学校内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

3 (略)

(3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

<p>を題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。</p> <p>(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切に判断されるものであること。</p> <p>ア 児童の発達段階に即し、ねらいを達成するのふさわしいものであること。</p> <p>イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。</p> <p>ウ 多様な見方や考え方のできざる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。</p>	<p>5 児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。</p>
---	--

(中学校) 中学校学習指導要領新旧対照表(平成27年3月)より

改 正		現 行	
<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動を軸として、道徳教育を充実しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成においては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3 学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。</p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。</p> <p>(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に即し、3 学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す内容項目はいずれの学年においてもすべて取り上げること。</p>		

<p>2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。</p> <p>(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができ、計画的、発展的な指導を行うこと。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。</p> <p>(3) 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見つけたりすることができよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自身が考え、理解し、主体的に学習に取り組みることができるようになること。また、発達段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよき生きようとするこのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。</p>	<p>3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。</p> <p>第1 (略) (前段 略)</p> <p>道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。</p> <p>第2 第2に示す道徳の内容は、生徒が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間もとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、生徒自身が成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。</p> <p>第3 (略)</p> <p>2 第2に示す道徳の内容は、生徒が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間もとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、生徒自身が成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。</p> <p>3 (略)</p> <p>(4) 自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。</p> <p>(2) 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</p>
--	---

【評価について】

(6) 生徒の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組むこととする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3

教材については、次の事項に留意するものとする。
(1) 生徒の発達段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への育成等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 生徒の発達段階に即し、ねらいを達成するのによさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

4

生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

(5) 生徒の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学年内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

3 (略)

(3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

5 生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

(小学校)

第5章 道徳科の評価(小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編) 文部科学省
➤ 第2節 道徳性の理解と評価➤ 2 道徳科に関する評価より

2 道徳科に関する評価

道徳科の評価の具体的な在り方については、平成27年度に文部科学省において、

- ・ 数値による評価ではなく、記述式であること。
- ・ 他の児童との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行うこと。
- ・ 他の児童生徒と比較して優劣を決めようとする評価はなさないことに留意する必要があること。
- ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行うこと。
- ・ 発達障害等の児童についての配慮すべき観点等を学校や教員間で共有すること。
- ・ 現在の指導要録の書式における「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「総合所見及び指導上参考となる諸事項」などの既存の欄も含めて、その在り方を総合的に見直すこと。

を前提に専門的に検討を行い、教師用指導資料の作成や指導要録の改正を行うこととしている。各学校においては、これらに基づき適切に評価を行うことが求められる。

(中学校)

第5章 道徳科の評価(中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編(一部抜粋) 文部科学省
➤ 第2節 道徳性の理解と評価➤ 2 道徳科に関する評価より

2 道徳科に関する評価

道徳科の評価の具体的な在り方については、平成27年度に文部科学省において、

- ・ 数値による評価ではなく、記述式であること。
- ・ 他の生徒との比較による相対評価ではなく、生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行うこと。
- ・ 他の生徒と比較して優劣を決めようとする評価はなさないことに留意する必要があること。
- ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行うこと。
- ・ 発達障害等の生徒についての配慮すべき観点等を学校や教員間で共有すること。
- ・ 現在の指導要録の書式における「総合的な学習の時間」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「総合所見及び指導上参考となる諸事項」などの既存の欄も含めて、その在り方を総合的に見直すこと。

を前提に専門的に検討を行い、教師用指導資料の作成や指導要録の改正を行うこととしている。各学校においては、これらに基づき適切に評価を行うことが求められる。

私たちの未来を創るために 私たちが考えていかなければならない課題

私たちの社会には、私たち自身が取り組んでいかなければならない様々な課題がある。しかし、これらの課題について、答えを見つけることは簡単ではない。

様々な人々と共に考え、答えを探しながら、私たちの未来を創っていこう。

まず、どのような課題があるのか、何が問題となっているのか調べてみよう。

そして、解決に向けて大切なことは何かを考えよう。お互いの考えを伝え合って、自分たちに何ができるかを話し合ってみよう。

私たちの未来につなげる扉を開けて、探求してみよう

生命倫理

科学技術や医療の発展の中で、かけがえのない命を守るために、私たちはどんな選択をしていけばいいだろう。



地域社会

地域での生活で人々の繋がりが実現するために、何が必要だろう。



情報

情報社会を生きていく上で、大切なことは何だろう。



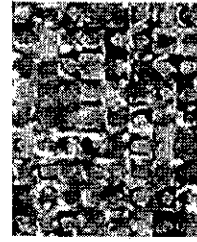
環境

環境問題を解決するために、私たちは自然とどう関わっていけばいいだろう。



異文化理解

異なる文化の人々が、理解し合い、共に生きていくために大切なことは何だろう。

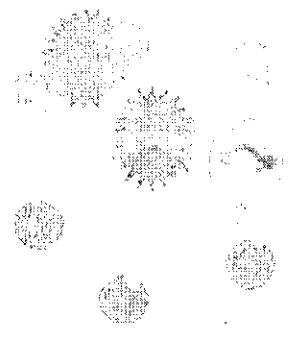


対立を乗り越えるために

持続可能な社会づくりには、様々な利害の対立や価値観の相違を乗り越えて、新たな価値観や考えを生み出すことが求められている。

私たちの生活の中でも、意見や考え方が異なっているとき、つい相手を言い負かそうとして言い争いになってしまふことがある。

意見の対立や様々な異なる考えに出会って話し合う中から、共に新たな考えや価値観を生み出していくためには、どんなことが大切だろうか。



◎意見が異なる人たちとの話し合いや討論で大切にしたいことを箇条書きにしてみよう。
グループで話し合っ、まとめよう。

私が大切にしたいこと

話し合っって考えたこと

持続可能な社会とは

持続可能な社会とは、「持続可能な開発」を実現する社会を意味している。

「持続可能な開発」とは、国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」の報告書では、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるような開発」とされている。ここには、環境保全と開発を対立する関係として捉えるのではなく、環境に配慮した開発によって、現在から将来にわたって豊かな社会を築くことができるという考えが込められている。

持続可能性という考え方は、環境だけでなく、貧困、人口、食糧、民主主義、人権、平和を含む。持続可能性とは、最終的には、道徳的・倫理的原則であり、そこでは、文化的多様性や伝統的な知識が尊重される必要がある。

(ユネスコ テサロニキ宣言 10項 1997年)

テサロニキ宣言は、持続可能な社会づくりのためには、地球規模で起こっている様々な問題に取り組むことと様々な地域の伝統や文化を大切にすることとの両方が必要であるとしている。私たちが生活している身近な地域と世界とを関連づけて考え、行動することが求められているのである。

次の二つの標語には、持続可能な社会づくりに向けて大切なメッセージが込められている。これらを手がかりに、持続可能な社会を目指す上で、どのようなことが大切なのか考えてみよう。

“Think globally, act locally.” (地球規模で考え、地域で行動する)

“Think locally, act globally.” (地域で考え、地球規模で行動する)



「持続可能な社会づくり」をテーマに、世界34カ国から参加した高校生が、国や地域、学校での取組や課題を発表し、「私たちが何をすべきか」を話し合った(2014年ユネスコスクール世界大会 Student (高校生)フォーラム)

野生生物の保護を考える

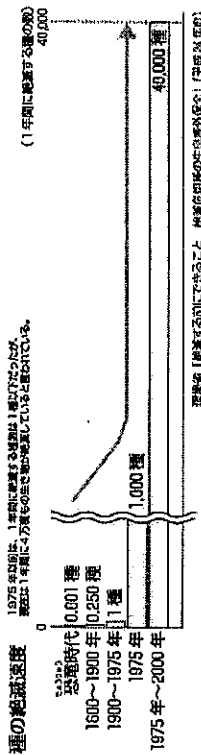
野生生物とは、飼育されていない野生種の動物のこと。
我が国では、平成4(1992)年に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が制定されている。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできなないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることに、野生生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

これまでの長い地球の歴史の中で、生き物の絶滅は自然に起こってきた。しかし、近年、そのスピードが加速している。



日本に生息又は生育する野生生物のうち、絶滅のおそれのある種の数は3,597種(平成26(2014)年4月1日現在(環境省))となっている。

◎野生生物の保護は、なぜ大切なのだろう。あかたの考えを書いてみよう。

生物多様性を考える

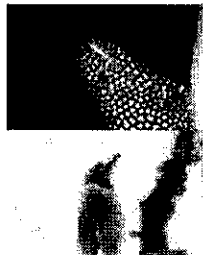
地球上の生き物は長い歴史の中で、環境に適応して様々に進化してきた。これらの生き物には一つ一つに個性があり、それぞれが直接的・間接的につながり合い、支え合って生きている。

このような生き物たちの豊かな個性と、それらのつながりのことを生物多様性という。

生態系の多様性



種の多様性



遺伝子の多様性



多様性と共通性



生命は多様な生き物が長い時間の中で誕生した遺伝子を継いでいる。

多様な生き物が長い時間の中で誕生した遺伝子を継いでいる。38億年もの長い時間をかけて、「多様だけれど共通、共通だけれど多様」という世界をつくってきたのが生き物の特徴です。ここでとても大事なことは、間も生き物の一つであり、仲間であるということです。

この扇の縁には、様々な生き物が描いてあります。キノコ、ヒマワリ、イモリ、ゴリラ……それぞれが食べ物も違えば、生き方も様々です。「多様性」です。ところで生物学はこれらの生き物がすべて細胞でできているという「共通性」が入っており、その中にDNAが入っているという「共通性」を見いだしました。そこで祖先は一つと考えています。扇の裏は約38億年前、そこに祖先細胞があった。38億年前、そこに祖先細胞があった。38億年もの長い時間をかけて、「多様だけれど共通、共通だけれど多様」という世界をつくってきたのが生き物の特徴です。ここでとても大事なことは、間も生き物の一つであり、仲間であるということです。

(中村桂子:JT生命誌研究館館長)

外来種の問題から、野生生物の保護を考える

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことである。人間が飼育しきれずに自然に放したり、物流の中で荷物に紛れ込んだりして、他の地域へと移動している。外来種の中には、地域の自然環境に大きな影響を与え、その土地固有の生物を、絶滅の危機に追いやってしまったり食べてしまったりもいる。



アメリカザリガニ



ブラックバス



マンゴース



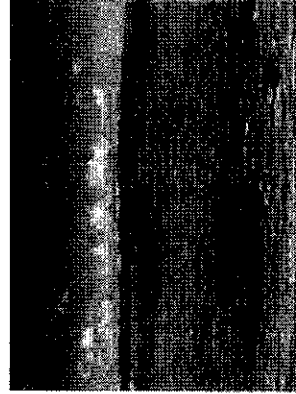
グリーンアノール

◎ これまでの内容を踏まえて、野生生物との共存をどのように図っていくべきだろうか。あなたの考えを書いてみよう。

私たちの生活から、野生生物の保護を考える

野生生物の保護に当たっては、私たちの生活との関係も考えていかねばならない。

私たちは、自分たちの生活を向上させため、野生生物の生活の場である森林を伐採したり、海を埋め立てたりするなどの開発を進めてきた。一方で私たちは、これらにより悪影響を受けてきたという一面もある。



考えてみよう

青森県下北半島に生息するニホンザルは、世界で最も寒い地域に住むサルとして、国の天然記念物に指定されている。このことから、サルに住む村では保護政策を推進した。しかし、



長年の保護の結果、ニホンザルは数を増やし、食べ物を探し、畑を荒らすなど住民の生活を脅かすようになってきた。やむを得ず住民はニホンザルの駆除に動き出した。

立場の異なる人と同じゴールを見付け出す

獣医師 齊藤 慶輔

「獣医師」と聞くと、みなさんは普通、犬や猫を診る獣医さんを思い浮かべるのではないのでしょうか。けれども獣医師にもいろいろあります。僕は、「野生動物の獣医師」です。中でも、ワシ、タカ、フクロウなどの猛きん類が専門です。

オオワシやオシロワシがけがをしたり、命を落としたりする原因として非常に多いのが、感電事故です。猛きん類は周囲を広く見わたせる高所に止まろうとする習性があります。人の住む街々と発電所をつなぐ鉄塔は、彼らの目には格好の止まり場所に映ります。しかし、鉄塔に止まろうとして電線に触れてしまった場合はもちろんのこと、高圧の電流が流れているところでは、数十センチメートルまで電線に近付いただけで感電することがあります。また、環境に配慮した発電方法として熱い視線を集めている風力発電の風車にぶつかって命を落とす鳥もいます。そのほかにも多くの鳥の死因には、何らかの形で人間が関わっています。



オオワシ

これらの問題は、「オオワシは貴重な野生動物なのだから、対策をしてもらわないと困ります。」と電力会社に言えば済むという一筋縄で解決できるものではありません。僕は希少な猛きん類を死なせたくないという思いがありますが、例の人にとっては、動物を守るより大事なことがほかにあるのです。寒さの厳しい北海道で電気が止まったら、場合によっては人の命が危険にさらされる事態を引き起こします。そのような事態が起こらないように電気を確実に人々に届けることが最大の使命ですから、オオワシはむしろ、停電事故を起こす厄介者かもしれません。ですから、「オオワシが大事なから鉄塔を撤去しろ。」なんて、そう簡単に言っていけないのです。

したがって、まずは、どんな工夫をすれば事故を防げるのかを考え、どれほどの規模で対策をするのかを考え、どれだけのお金と手間をかけられるのかを考え、作業をする

ときにどんな問題が起きるのかを考えなければなりません。そこで僕は、徹底的に準備をします。ワシがいったいどこにどうやって止まるのか、どんなものを取り付ければ止まらなくなるのか、実験を繰り返しました。そして、「こんな対策がありますよ」とこちらから提案するのです。

また、電力会社と話をするのに、「電気のことはいくらもわかりません」と言っていたのでは話合になりません。こちらが電気のことを勉強して、電力会社と対等に話せるくらいにならないと、「電気のことを何にも知らない人が無理難題を押し付けてきているだけ」と受け取られてしまいます。それでは、相手を本気にさせることができません。

勉強とはいつでも、電気の本を読むということではなく、電気の本家である電力会社の人とたくさん話をする中で、その会話の中からヒントをもらい、知識を積み上げていくのです。

でも、話をしようとするときに、それぞれの人が自分の大事なことだけ見ていたら、目線が合わないままで対話できません。だから、テーブルをはきんで向かい合わせに座るのではなく、同じ側に並んで座ることが必要です。でもどうしたら、同じ側に座れるのでしょうか。

電力会社は停電につながる事故が起きて欲しくない。電力会社は、不意に電気がストップするようなことが起きないようにする、大きな責任を負っているからです。そして僕は、ワシが感電して命を落とすようなことがなくなるようにしたい。オオワシやオシロワシは、絶滅の危機に陥っているからです。ここに、「ワシが感電して起きる停電をなくしたい」という共通のゴールが生まれます。同じゴールをもつことができれば、同じ方向を向いて歩き出すことができます。

人間が豊かさを求めれば野生動物にしわ寄せがいくこともあるし、絶滅の危機に陥った野生動物を守るためには、人間が何かを我慢するときがあるかもしれません。どうしたら、人間と野生動物が一緒に地球上で暮らし続けていけるだろうか。どうしたら折り合いがつけられるだろうか。僕が野生動物の獣医師としてやっていることは、この折り合いのつけ方を探り、世の中の人々に提案していくことだと思っています。

* 齊藤慶輔 野生動物の猛きん類より機敏

考えてみよう

- 様々な国や文化の人々が共に暮らす社会の良いところは何だろう。

- 様々な文化の人々が共に暮らす上で、難しいことはどんなことだろう。

話し合ってみよう

- 様々な国や文化の人々が、共に暮らすために大切なことは何だろう。

様々な文化との関わり

「^{ちが}違い」って何だろう

私たちの生活が世界とつながるようになった。今、日本では、たくさんの外国の人が学んだり仕事をしたりして私たちと共に生活している。

違う文化との出会いは楽しい。

でも、違う文化の人々が共に暮らしていくには、様々な困難がある。

私たちの日常生活でも、自分と相手の小さな「違い」を認められなかったり許せなかったりすることはな

いだらうか。

お互いの「違い」を認め合い、尊重し合う社会は、どうしたら実現できるだろう。



調べてみよう

- 身の回りには、どのような外国の文化があるのだろうか。

- 様々な文化の人々が共に暮らすために、地域では、どんな取組をしているのだろうか。

考え、選択する

競争は悪いこと？

「競争」は相手との差を測るものだ。ときには、負けた人が傷つくこともある。親友と競わなければならぬ場面だってある。

競争なんて、ない方がいいのだろうか。

でも、負けたときの悔しさがあるから、「次こそは」と頑張れる。

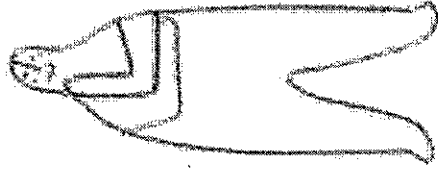
勝った時の達成感があるから、「次も」と頑張れる。

競争って、良いこと？ それとも、悪いこと？



◎みんなで話し合ってみて、あなたの考えを書いてみよう。

ちよつと立ち止まって考えてみよう



人生は選択の連続だ。

私たちは日々、大小様々な問題に遭遇し、その都度、意識・無意識を問わず、その時点において最善と思われる解を導き出し、選択して生活を送っている。

これまで数々の選択を繰り返して、あなたは今ここにいるのであり、そして、これからも、たくさんの選択を繰り返して生きていくのだ。

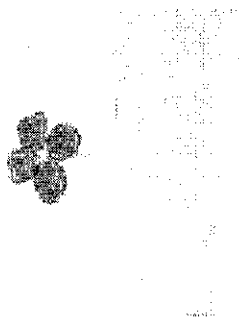
どんな選択でも、真剣に悩んで出した結論は、それだけで価値がある。

安易に結論を出さず、ちよつと立ち止まって考えてみよう。

本当の幸せって何だろう？

差せて何だろう。
 「何不自由なく生活できる人は幸せ」と言う人がいる。
 「昔の方が心が豊かで幸せだった」と言う人もいる。
 「今の社会は、豊かな生活に慣れすぎて、大切なものを見失っている」と言う人も。
 「そんなのせいじゃないだ」と言う人も。
 今の私たちは幸せなのだろうか。
 幸せの条件ってあるのだろうか。

本当の幸せって何だろう？



●みんなで話し合ってみて、あなたの考えを書いてみよう。

親切って難しい？

勇気を出して、相手のことを思っでとった行動が、相手に受け入れられないと、取手かしくなったり、悲しくなったりする。
 そんなとき、考えてしまう。
 親切にしたつもりだったり、相手にとっては迷惑なことだったのかな。余計なことをしない方が良かったのかな。親切って難しい。

本当の親切って、何だろう？



●みんなで話し合ってみて、あなたの考えを書いてみよう。